

令和6年度  
むかわ町共に創るまちづくり事業補助金  
—募集要項—



**【募集期間】**

令和6年4月1日（月） ～ 令和6年12月27日（金）

受付時間 8時45分 ～ 17時30分（土、日、祝日除く）

申請書はむかわ町ホームページからダウンロード出来ます。

<https://www.town.mukawa.lg.jp/5054.htm>

町ホームページはこちらから⇒



**【問い合わせ・申請書類の提出先】**

むかわ町総合政策課企画調整グループ

〒054-8660 勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地

電話 0145-42-2469

F A X 0145-42-2711

MA I L seisaku@town.mukawa.lg.jp

# 1 補助の概要

町民や若者等の柔軟なアイデアによる地域の活性化に資する自主的な活動に対して、町がその経費の一部を助成する補助金制度です。

## 《対象団体の条件》

---

町民活動団体で次の全てに該当するもの

- ① 町内に活動拠点を有すること。
- ② 構成員が3人以上であること。
- ③ 構成員の過半数が町内に在住、在勤又は在学していること。
- ④ 継続かつ計画的に事業を行うこと。
- ⑤ 会計処理が適切に行われていること。

\*政治・宗教又は営利を目的とする団体や暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体は対象となりません。

\*未成年者のみで構成される団体についても対象となりません。

## 《対象事業》

---

第2次むかわ町まちづくり計画前期基本計画の重点プロジェクトの推進に資する公益性のある事業

- ① 人がつながる地方創生事業  
町内の高等学校や町外の大学、民間企業等との連携による地方創生の実現に資する事業
- ② まちなか再生加速化事業  
むかわ町まちなか再生基本計画における主な取組の加速化に資する事業
- ③ タウンプロモーション推進事業  
まちの認知度や地域ブランドの向上に寄与し、町民の誇りや愛着心を醸成する事業
- ④ その他町長が特別に認める事業  
その他第2次むかわ町まちづくり計画前期基本計画の重点プロジェクトの推進に資するものと町長が認める事業

## 《対象外となる事業》

---

- ① 政治・宗教又は営利を目的とする事業
- ② 町の他の補助金等の交付決定又は交付決定を受ける見込みである事業

- ③ 既存の建物等の修繕又は備品の購入を目的とする事業
- ④ その他公序良俗に反する事業

## 《補助金額》

区分	補助限度額	補助率
人がつながる地方創生事業	100万円	10/10以内
まちなか再生加速化事業	100万円	8/10以内
タウンプロモーション推進事業	100万円	8/10以内
その他町長が特別に認める事業	100万円	10/10以内

## 2 応募（提出）方法

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、総合政策課企画調整グループに提出してください。

### ＜申請書類＞

- ① むかわ町共に創るまちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② むかわ町共に創るまちづくり事業補助金計画書（様式第2号）
- ③ 事業企画書（位置図、見取り図、設計書等）
- ④ 収支予算書
- ⑤ 団体概要（規約又は会則、会員名簿等含む）
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

## 3 補助の対象となる経費・対象とならない経費

事業開始日からその日が属する年度の末日までに行われる活動で採択された事業の経費が対象となります。

なお、自己資金以外での特定収入が見込まれる場合は、補助対象経費からその収入額を控除した額によって補助金の額を算定します。

また、審査結果により不採択や採択外経費となった場合は、団体の自己資金等での負担となりますので、ご注意ください。

## 《補助の対象となる経費》

項目	対象となる経費
報償費	外部講師や専門技術等を有する協力者等への謝礼金
旅費	事業実施に必要な交通実費及び宿泊費等 自家用車等による移動は、37円/kmとして計算したもの。 ※公共交通機関による移動の場合は実費/特別料金(グリーン車両乗車等)は対象外 ※宿泊費は9,800円以下が対象
消耗品費・原材料費	補助事業の実施に直接必要な消耗品や原材料に係る経費
燃料費	作業等必要な機材・車両等の燃料費
印刷製本費・広告料	ポスター・チラシ・資料等の印刷、立看板・横断幕・パネル等制作、広告掲載料等 ※印刷を業者に発注する場合、印刷製本・広告料に計上 ※印刷を団体内部で行う場合のインクカートリッジ、用紙等の購入費やコピー代は消耗品費及び原材料費に計上
通信運搬費	切手やはがきの購入、メール便・宅配料等の送料、資器材の運搬料
保険料・手数料	参加者等に係る保険料、振込手数料等
使用料・賃借料	会場使用料・車両・機械等の借上料
委託費	外部に運営等の一部を発注する経費
備品購入費	補助事業の実施に直接必要な備品購入費
その他	町長が必要と認めたもの ※対象経費判定については、個別に経費の内容を審査する。

\* 備品購入費については、補助対象経費の2分の1以内とし、補助金額の上限は10万円である。

## 《補助の対象とならない経費》

土地の取得、造成、補償などに係る経費
補助金、交付金、出資金、寄付金、募金、賞金などの経費
団体の経常的な運営及び事務所等の維持に係る経費
領収書等により、事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
その他、補助事業の実施に直接かかわらない経費(交際費等)

## 4 補助対象事業の選定方法

補助対象事業の選定は、申請書類の審査及びヒアリングを行い、むかわ町まちづくり委員会に補助金の交付の可否・評価を求め、決定します。

### 《審査方法》

#### ① 予備審査

むかわ町共に創るまちづくり事業補助金交付申請書が提出されたときは、総合政策課企画調整グループにおいて、本募集要項及び要綱で定めた補助対象者及び補助対象事業であるか等の審査を行う。

#### ② 最終審査

審査基準に基づき、むかわ町まちづくり委員会において申請内容の審査を行い、補助金の交付の可否・評価を行う。

原則、申請者はむかわ町まちづくり委員会の場で、補助事業の説明及び内容についての質疑応答を実施することとする。

### 《審査基準》

① 公益性	不特定、かつ、多数の者の利益の増進に寄与する事業であるか。
② 貢献性	地域の課題解決や活性化等、地域社会への貢献が期待できる事業であるか。
③ 実現性	スケジュールや予算が具体的、かつ、現実的な事業であるか。
④ 独創性	団体の専門性や特色が活かされた事業であるか。
⑤ 発展性	事業自体の継続や定着、他への波及効果が期待できる事業であるか。

\*それぞれの項目について評価し、協議の上、総合的に審査します。

### 《補助金交付決定》

審査により、補助金交付の可否の決定については、申請者に通知します。

また、審査の結果により、申請額に対し補助額が減額及び条件が付されることもあります。

## 5 事業成果の報告

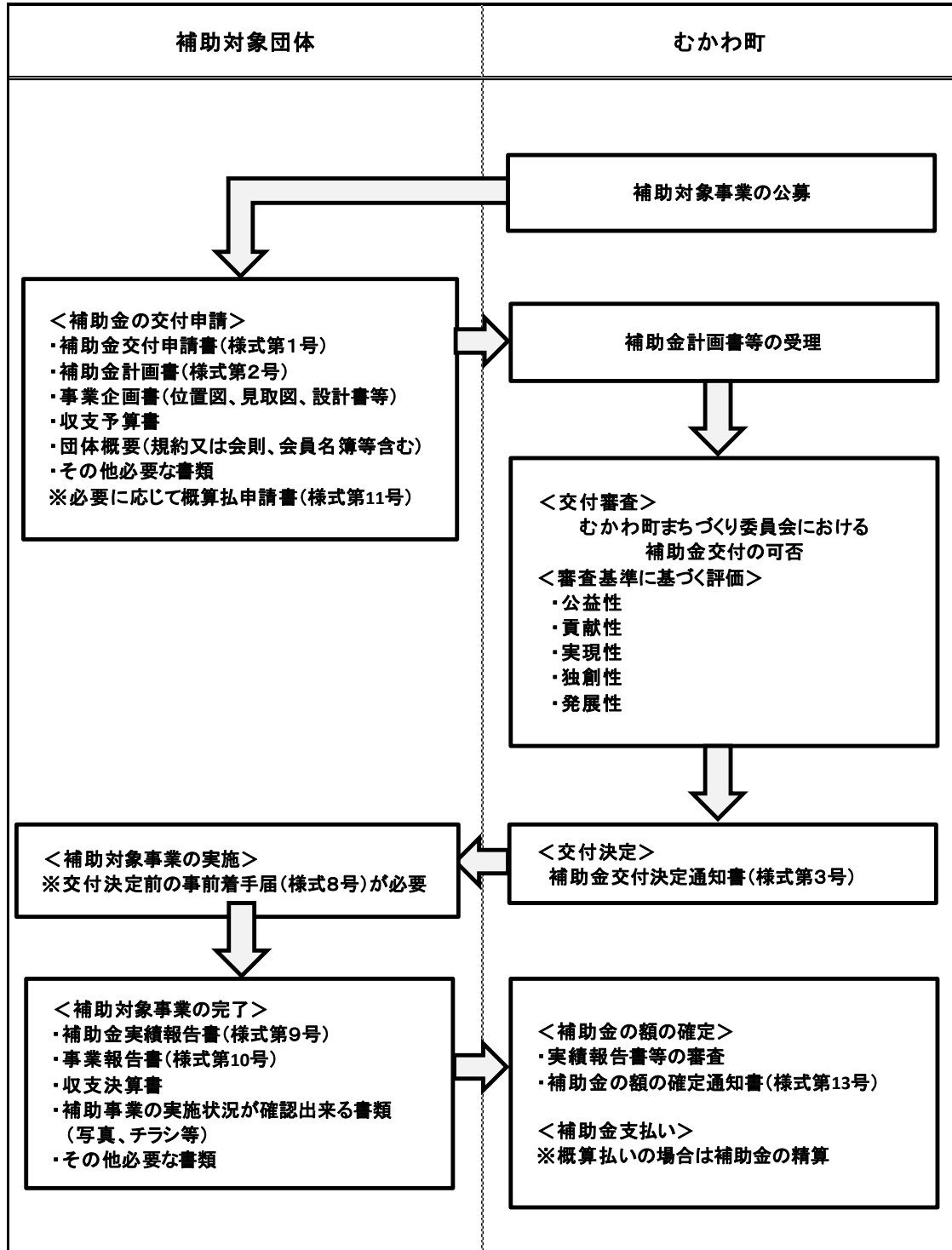
補助事業終了後、速やかに実績報告書類を提出していただきます。

\* 提出期限：事業完了後1ヶ月以内

### <報告書類>

- ① むかわ町共に創るまちづくり事業補助金実績報告書（様式第9号）
- ② むかわ町共に創るまちづくり事業補助金事業報告書（様式第10号）
- ③ 収支決算書
- ④ その他町長が必要と認める書類

## むかわ町共に創るまちづくり事業補助金交付事務フロー図



※1 あらかじめ承認を得て、補助金概算払申請書(様式第11号)を提出することにより、補助事業が完了する前であっても、補助金の全部または一部を請求可能。

※2 やむを得ない事由がある場合は事前着手届(様式第8号)を提出することにより、補助金の交付決定前に補助事業を着手することが可能。

